

資料4

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

兵庫県 まちづくり部 都市政策課

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (1) 移動等円滑化の促進に関する基本方針の改定

- 国は、バリアフリー法に基づく基本方針の改定に向け、検討会を設置し議論を進めている
- 「地域特性」「心のバリアフリー」「ICT活用・当事者参画」を主なテーマとして、対応や目標設定のあり方について、検討が行われた
- R7.5.30には、最終とりまとめ案が議論され、まもなく公表される見込み

国の目標値や方向性を踏まえて検討を行う必要がある

### 次期国方針における目標(中間とりまとめ時点、抜粋)

2030（令和12）年度末までの目標		2023年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標
建築物	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物におけるバリアフリー化率	約64%	約67%	約70%	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進</li> <li>公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する</li> </ul>
	当該年度に着工した2,000㎡以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階（基本構想～実施設計）で当事者参画を実施した工事の割合	-	-	原則 100%	
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」の用語の認知度 [障害の社会モデル]の理解度※13	約22%	約50%	約60%	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進する</li> </ul>
	高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合 障害のある人へ支援をしようとする人の割合※13	約81%	原則 100%	原則 100%	
	多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合※13	-	-	原則100%	

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (1) 移動等円滑化の促進に関する基本方針の改定

### 国の検討における主なテーマ(概要)

#### 地域特性

- 基本構想の策定などによる地域特性を踏まえた面的・一体的なバリアフリー化
- 地方部の一層のバリアフリー化の推進



乗降客数の少ない  
地方部の駅のバリアフリー化

#### 心のバリアフリー化

- 心のバリアフリーの認知度の向上
- 障害者等の立場を理解して手助け等の行動ができる人を増やす方策
- 公共交通機関における旅客支援のあり方



心のバリアフリー化

#### ICT活用・当事者参画

- ICTの活用の射程
- ICT活用の周知・啓発
- 当事者参画が特に有効な施設の検討
- 当事者参画で得られた知見の共有方策



得られた知見の共有  
(事例集の作成)

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (2) 県ユニバーサル社会づくり総合指針の改定 (R7.3)

- SDGsへの取組の進展やデジタル化の加速、働き方の多様化、マイノリティに関する認識の変化、SNS上の誹謗中傷など新たな人権問題、子どもの貧困、制度の狭間の課題の顕在化など、社会情勢の変化を踏まえ、従前の5つの柱のもと、新たに県施策の基本的方向を定めた

「まち」分野では大きな改定ないが、ソフト対応やマイノリティへの対応は要検討

### 2 5つの基本理念

8

#### ひと

人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位などの違いに関わりなく、だれもが社会の一員として人格と個性を尊重し、理解し、支え合うひとづくりを進める。

#### 参加

全ての人がある能力を発揮して、多様な社会参加・参画ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働くことや、地域社会の一員として様々な活動に参加・参画することができるよう、障壁を取り除き、多様な選択が用意された社会をめざす。

#### 情報

生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

ひょうご・スマイル条例に基づき、様々な情報伝達手段を組み合わせることにより、だれもがどのような時でも理解しやすい情報を容易に入手でき、利用し、意思疎通を図ることができるようにする。特に災害時にだれも取り残されることのないよう、必要な情報が届く体制を整備する。また、情報通信技術を安全・安心に利用できる社会をめざす。

#### まち

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

だれもが、地域で安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム推進条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに自由にかつ安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める。

#### もの

全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。また、理にかなった工夫の積み重ね(合理的配慮等)により、障害のある人などの活動を制限している障壁を取り除いたサービスの提供をめざす。

### 4 まち

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

だれもが、地域で安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム推進条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに自由にかつ安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める。

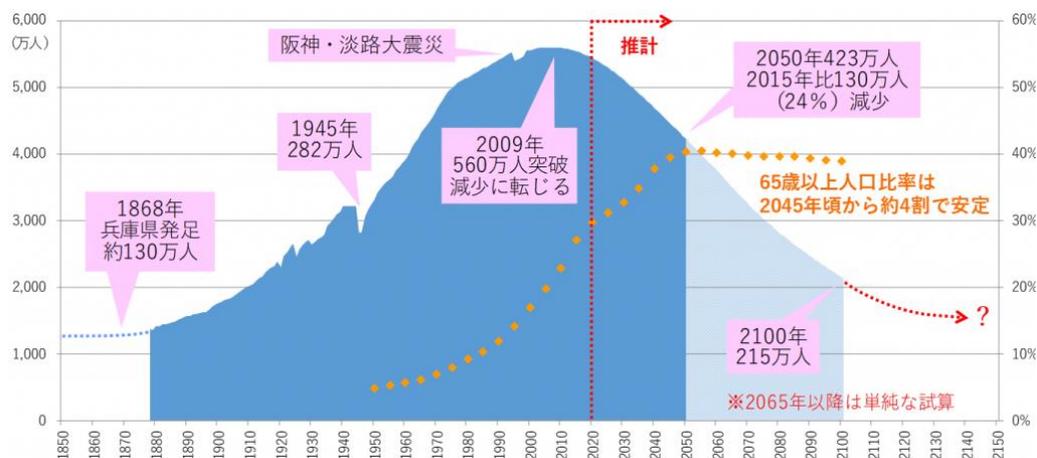
- (1)住宅確保要配慮者への住まう権利の保障に向けての取組の実施
- (2)心身の機能の低下などによる状況の変化に対応した住宅の整備
- (3)安心して、公共施設等を利用し、通勤や通学、通所、買い物、旅行等を含むあらゆる生活の場面において公共交通機関等により円滑に移動するためのハードソフト両面での整備促進
- (4)地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
- (5)自治会や民生委員、非営利法人、ボランティア団体等多様な主体による市民活動や、医療及び介護等地域に安心をもたらす社会サービスの提供促進

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (3) 著しい高齢化の進行

- 県の人口は、H21(2009)の560万人をピークに減少局面に突入。R32(2050)には、423万人まで減少する見込み
- 一方、県の高齢者の人口は引き続き増加し、R22(2040)ごろにピーク(177万人)に達する見込み

建築物や公共交通におけるバリアフリー化をより一層進める必要がある



### 兵庫県の総人口及び65歳以上人口比率の推移

出典：総務省「国勢調査報告」及び兵庫県ビジョン課「兵庫県将来推計人口(2015～65年)」



### 高齢者数・高齢化率の推移

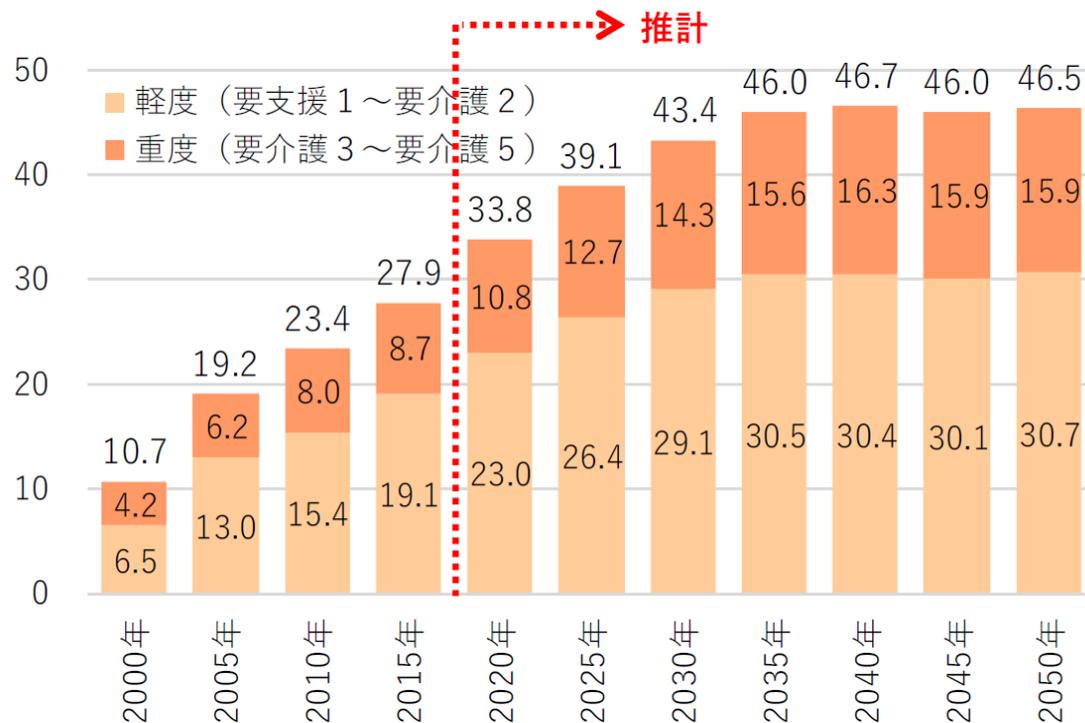
出典：国勢調査、兵庫県将来推計人口(県ビジョン課(2019))

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (4) 要支援・要介護認定者の増加

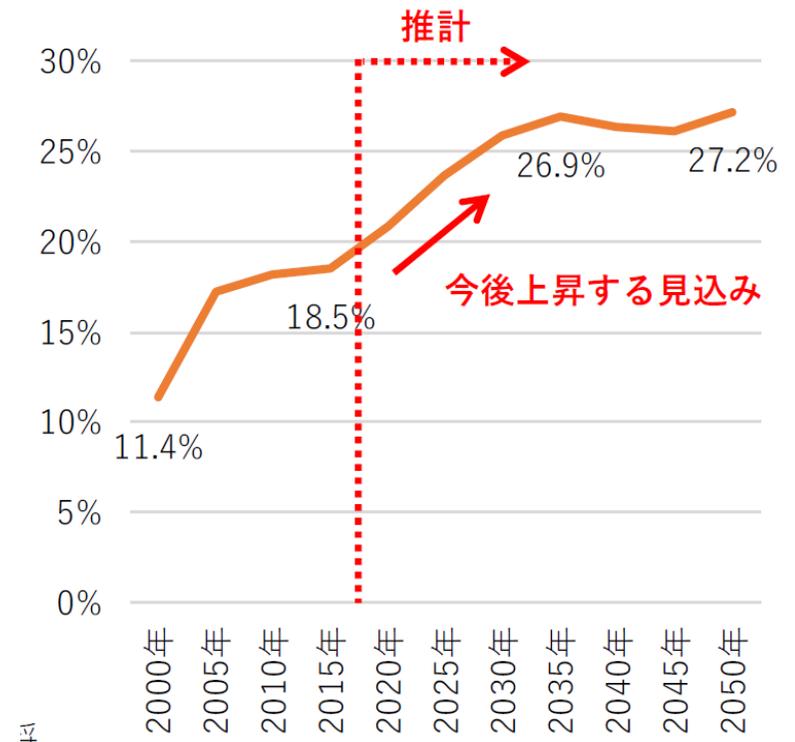
- 要支援・要介護認定者は、R2（2020）からR22（2040）の間で1.3倍（43万人）となる見込み

建築物や公共交通におけるバリアフリー化をより一層進める必要がある



要介護認定者数の推移

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」及び  
兵庫県ビジョン課「兵庫県将来推計人口(2015～65)」



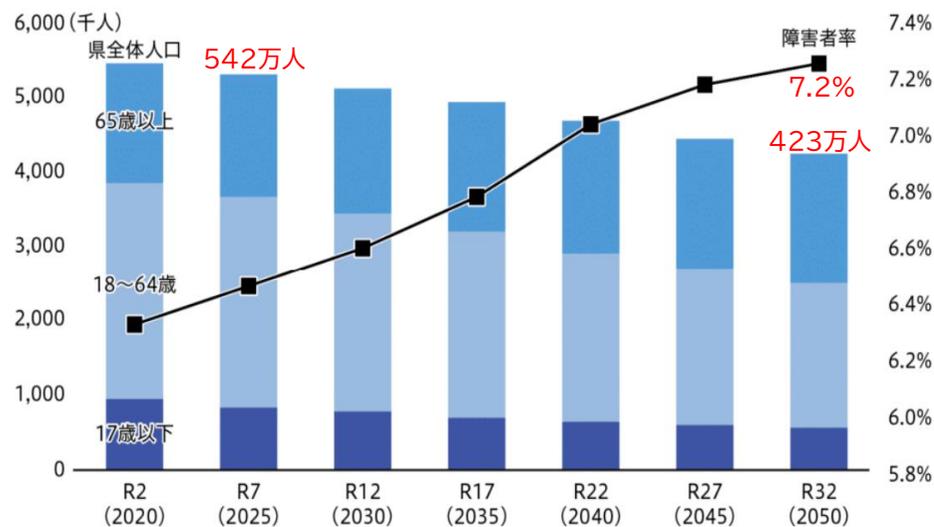
65歳以上の人口に占める  
要介護認定者の割合の推移

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (5) 障害者率の増加

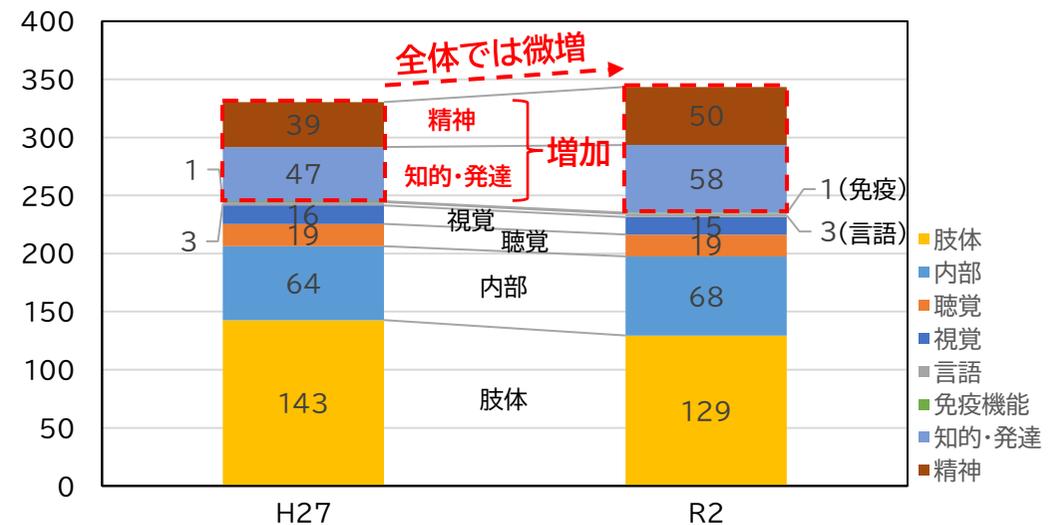
- 県の人口は今後減少していく一方、人口に対する障害者率は上昇が見込まれ、R32には7.2%に達すると見込まれる
- 障害の種類別では、H27からR2にかけ、肢体不自由者が減少した一方、知的・発達障害及び精神障害が大きく増加している

引き続きバリアフリー整備を推進するとともに、知的障害者等への対応も要検討



県の人口と障害者率の推計

出典:ひょうご障害者福祉計画



障害の種類別 障害者手帳等の発行数の推移

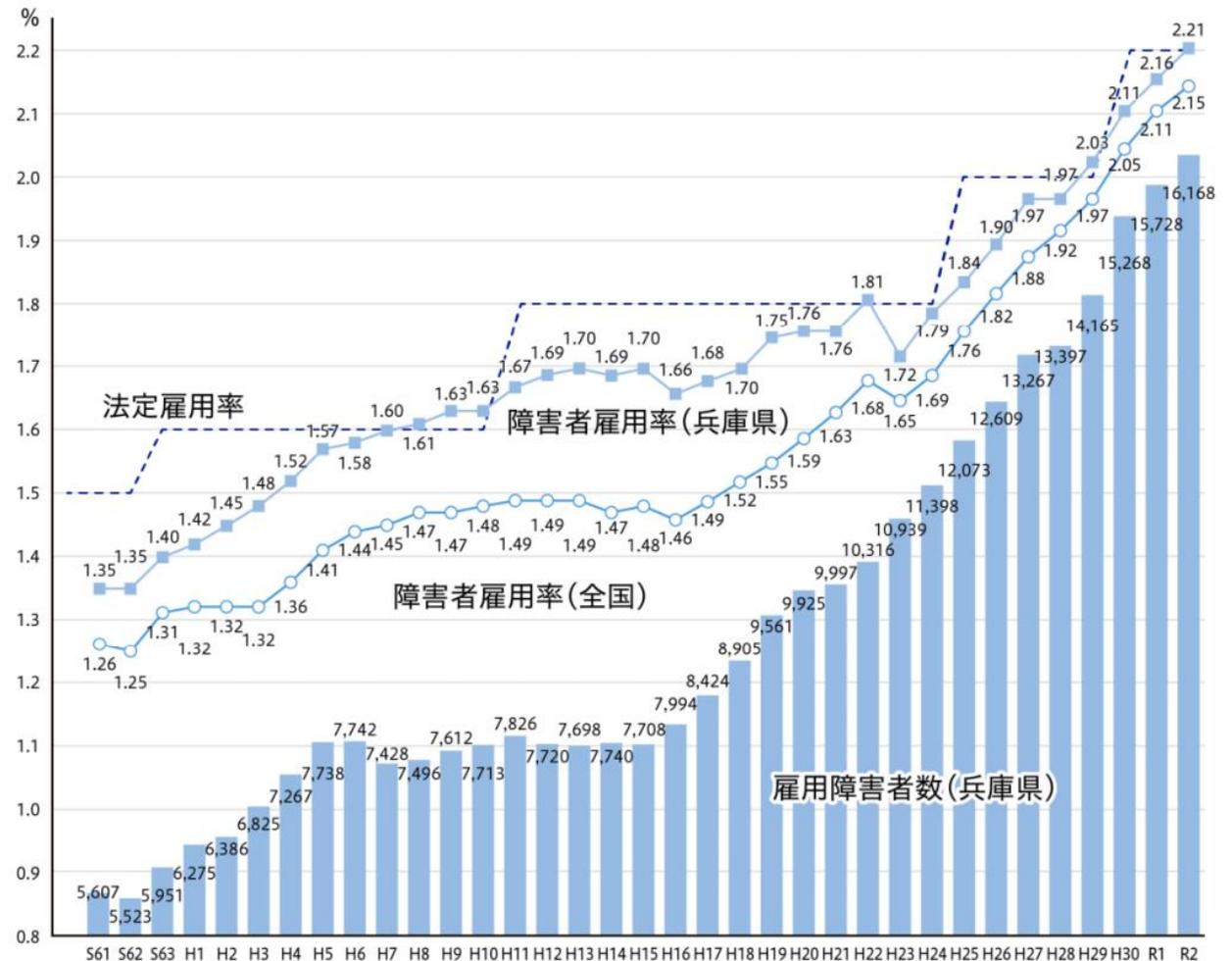
出典:ひょうご障害者福祉計画

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (6) 障害者の社会進出の拡大

- 県の雇用障害者数は、H16の約8千人からR2に約16千人と約2倍に増加
- 法定雇用率も段階的に引き上げが行われており、今後も障害者の社会進出は拡大するものと想定

職場等のほか、外出機会の増加を踏まえ、移動経路を含めたまちのバリアフリー化をハード・ソフトの両面から進める必要がある



民間企業における障害者雇用率の推移

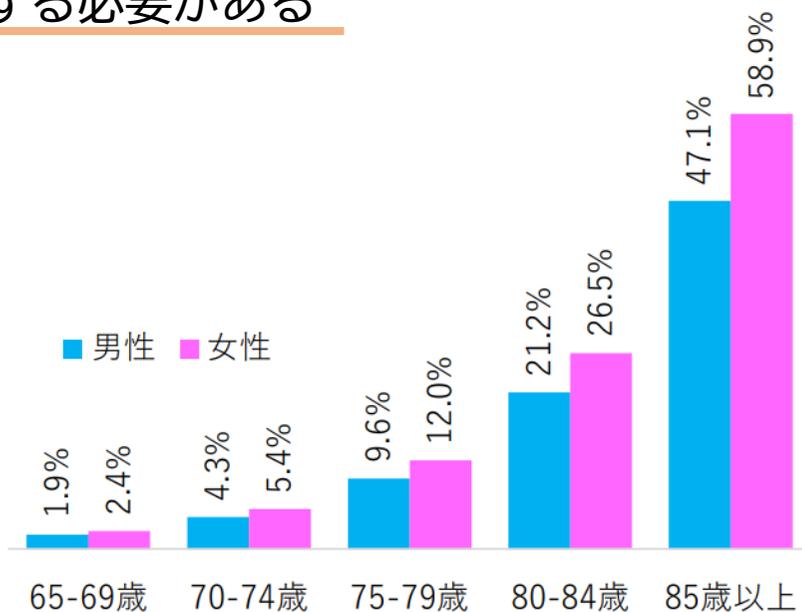
出典：ひょうご障害者福祉計画

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (7) 認知症有病者の増加

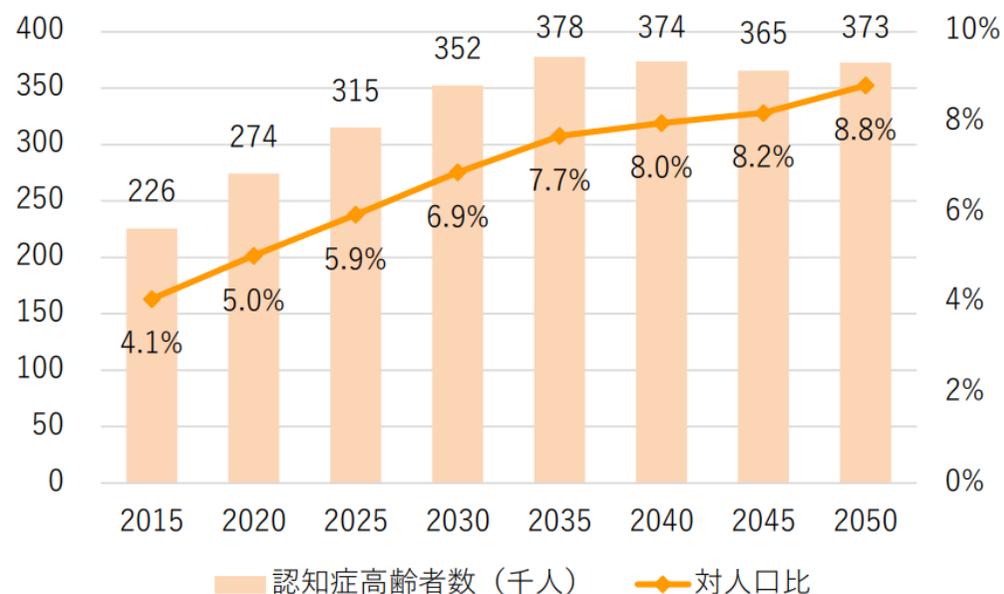
- 高齢者の4人に1人が認知症又はその予備軍とされており、人口の高齢化に伴い、さらに認知症有病者が増え、その人口比率も高まる見込み
- 県内では、今後20年程度で認知症高齢者が約6割増と急増する見込み

わかりやすい空間の整備・サインの設置など、認知症の方にも優しいまちづくりを検討する必要がある



### 高齢者の認知症有病率

出典: 2014年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業  
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」  
(研究代表者: 二宮利治九州大学教授)



### 認知症高齢者数の将来推計

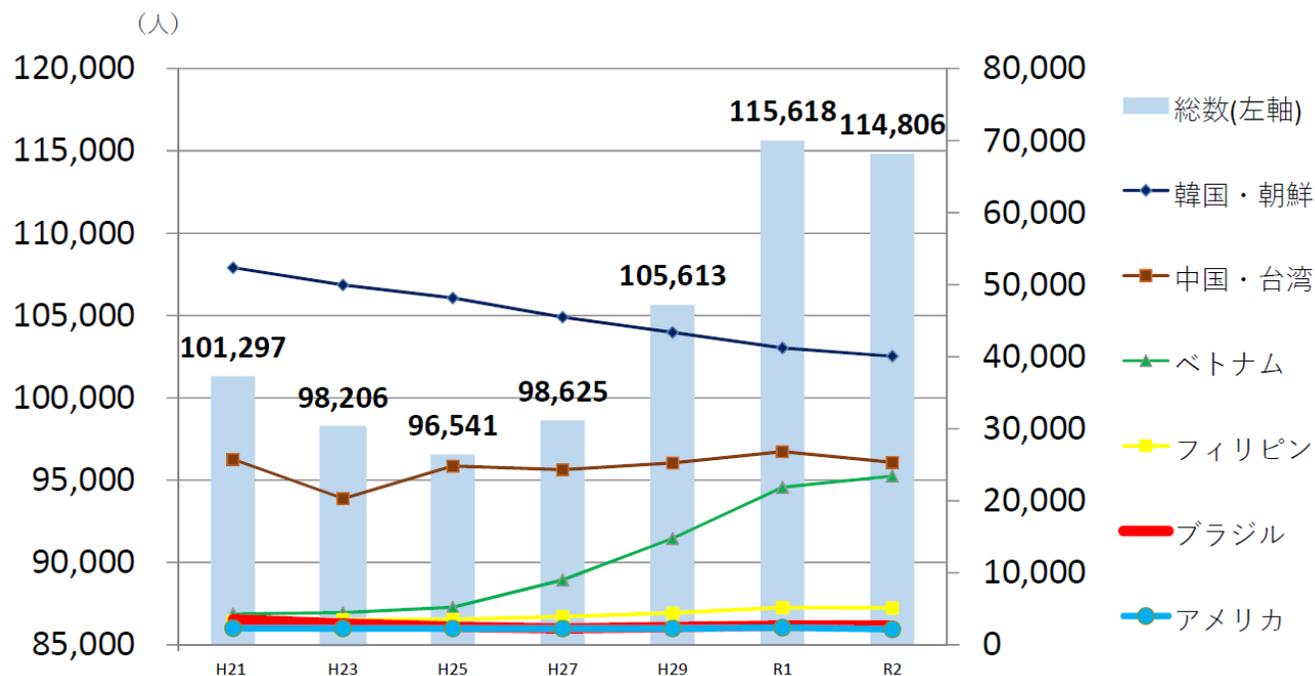
出典: 未来を考える100のデータ(県計画課)

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (8) 在留外国人数の増加

- 県内の在留外国人数は、157か国、約11.5万人（R2）で、全国第7位
- 外国人県民の多国籍化が進んでおり、特にベトナム人が大きく増加

サイン表示、相互理解の推進、IT機器の活用によるコミュニケーションが重要



本県の在留外国人数の推移

出典：在留外国人統計(法務省 出入国管理局)

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (9) ユニバーサルツーリズム推進条例の制定 (R5.4)

- 年齢や障害の有無等にかかわらず、様々な方が気兼ねなく旅行できるユニバーサルツーリズムを推進

観光地や宿泊施設等において、ハード・ソフト両面からバリアフリー整備が必要



ユニバーサルツーリズムのイメージ



ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業の実施  
(新温泉町 湯地区)

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (10) LGBT理解増進法の制定 (R5.6)

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に関する施策を推進することを定めた法律（理念法）が制定
- 大阪・関西万博では、施設整備に一定の配慮を行う取組も見られる

上位計画における対応を前提としつつ、対応の必要性を含め検討が必要



国による啓発活動



性的少数者に配慮した施設整備の例  
(大阪・関西万博 ジェンダーレストイレ)

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (11) 障害者差別解消法の改正 (R6.4)

- 民間事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化（行政機関は、従前から義務付け）
- 大阪・関西万博では、施設整備に一定の配慮を行う取組も見られる

### ソフト対応の役割がより一層増加

### 他の県計画との棲み分けつつ、まち分野のソフト対応について要検討

例えば障害のある人が来店したときに…

**不当な 差別的取扱い** **禁止**

- 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

☆「不当な 差別的取扱い」については8ページを参照

**合理的 配慮の提供** **令和6年4月1日から事業者も義務**

- 障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- 「合理的 配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

☆「合理的 配慮の提供」については4ページを参照

### 合理的配慮の提供義務のイメージ

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (12) 高齢者等、障害者等のための個別法の制定・改正

- 高齢者、障害者等が暮らしやすい社会を推進するための個別法が制定

上位計画における対応を前提としつつ、法の理念を盛り込む必要

### 最近制定された高齢者等を対象とした法律

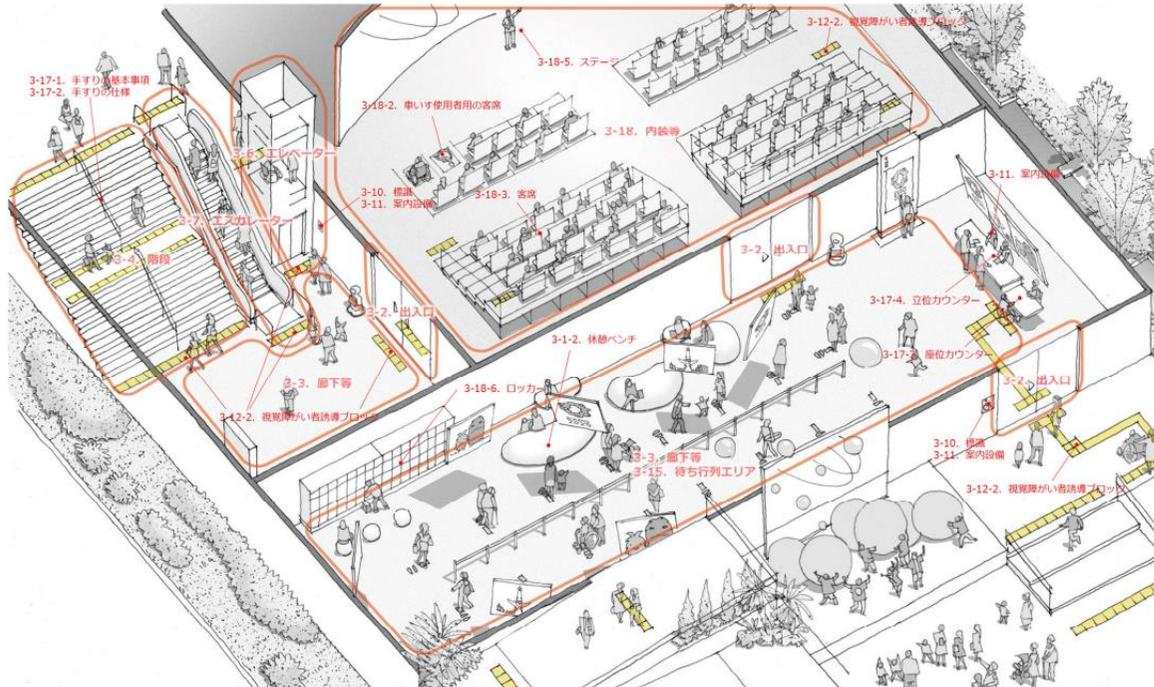
- **共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）（R6.1）**  
認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう7つの基本理念を定める
- **視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（R元.6）**  
障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
- **障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（情報アクセシビリティ法）（R4.5）**  
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (13) 大阪・関西万博の開催 (R7.4)

- 法・条例の規制に加え、障害当事者の意見を取り入れたガイドラインを独自に作成し、施設整備の際に適合させることで、全ての来場者が安全安心に楽しめるよう配慮
- 多くの国・文化・属性の方に施設が利用される貴重な機会

課題を評価し、基本方針や手引書への反映を検討する



ユニバーサルデザインガイドライン(抜粋)

【基準の例】(赤:義務基準、緑:推奨基準)

- ・観覧席のサイトラインの確保
- ・車椅子用観客席に同伴者席を併設
- ・授乳室への離乳食の自動販売機の設置
- ・待ち行列エリアへの優先レーンの設置
- ・待ち時間を音と視覚で伝達できる設備の設置



# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (14) 福祉のまちづくり条例に基づく整備基準の改正 (R7.6)

- バリアフリー法に基づく整備基準の改正を踏まえ、バリアフリー設備の設置義務数を「建物に1以上」から「規模に応じた複数」に見直し

質の高いバリアフリー化の推進が期待

一方で、不適正利用を助長する可能性もあり、心のバリアフリーの取組も重要



車椅子利用者利用便房



車椅子利用者利用駐車施設



車椅子利用者用の観覧スペース

規模に応じた複数設置を義務付けた建築物特定施設

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (15) AI、ICT技術の革新

- スマートフォンの普及、自動運転車の開発など、ICT分野での技術革新が目まぐるしい
- 音声読み上げや文字認識技術は既に実用されている

まちづくり分野でも革新技術を取り入れることを要検討



自動運転バス



顔認証自動改札

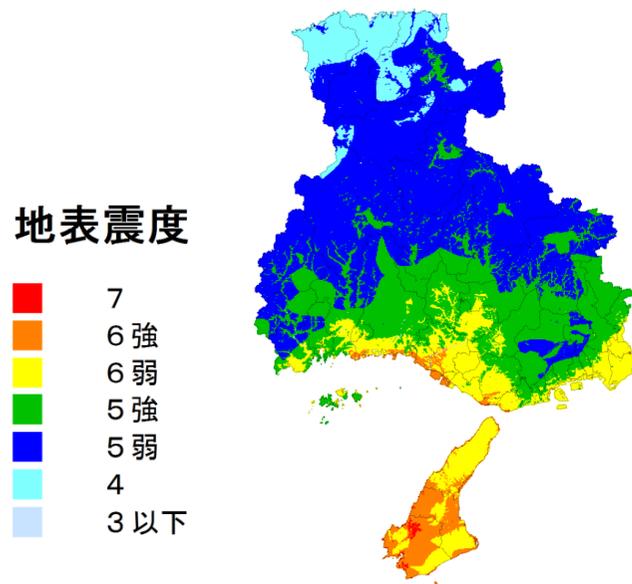
福祉のまちづくりに寄与する可能性のある最新技術の例

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

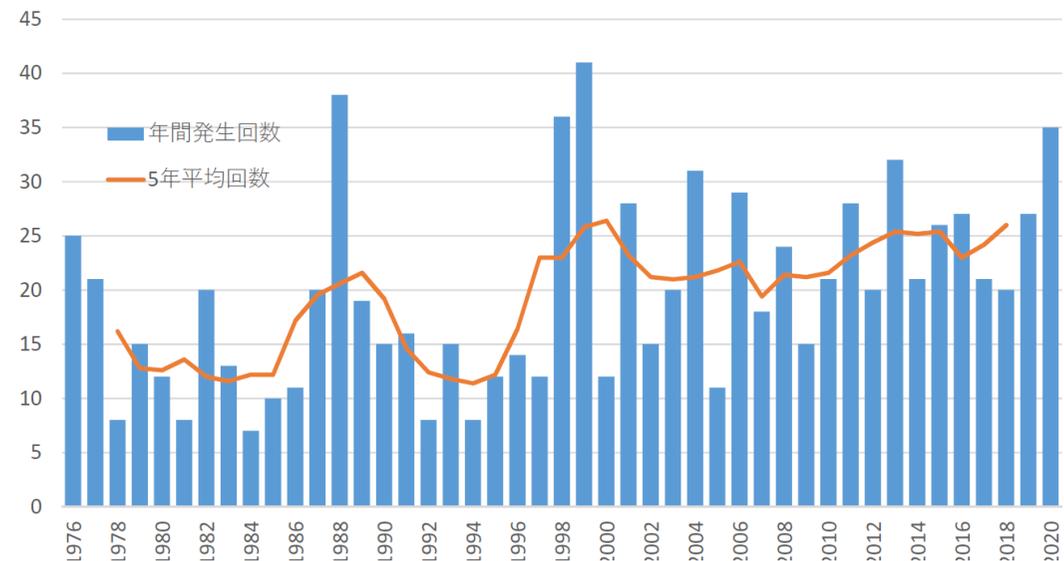
## (16) 災害リスクの高まり

- 南海トラフで発生するM8～9クラスの地震の確率は、今後30年以内で70～80%程度と予測されている
- 80mm/時間以上の降雨の年間発生回数は増加傾向

あらゆる災害のリスクが高まっており、意思疎通に支障のある障害者や外国人への緊急情報の伝達、避難所の運営を見据えたハード整備も検討する必要



南海トラフ地震の想定震度  
(出典:兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定)



集中豪雨(80mm/h)の年間発生回数  
(出典:気象庁)